

富里市創業・事業承継応援補助金交付要綱

(令和5年3月15日告示第34号)

(目的)

第1条 この要綱は、市内で創業及び事業承継（以下「創業等」という。）を行う者に対して、予算の範囲内において、富里市創業・事業承継応援補助金（以下「補助金」という。）を交付し、本市の産業の振興及び活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（第4号において「開業等の届出」という。）により、新たに事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合
- (2) 創業の日 個人事業者にあつては開業の日を、法人にあつては法人設立の日をいう。
- (3) 事業承継 市内で事業を営んでいる者が、事業を継続させるため、別の者に事業を全て承継する場合をいう。
- (4) 事業承継の日 個人事業者の場合にあつては開業等の届出に記載の開業・廃業等日を、法人の場合にあつては代表者の変更日をいう。
- (5) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等であつて、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく用途地域の条件に適合しているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする

- (1) 市内において補助金の申請をした日の属する年度内に創業を行う者若しくは事業承継を受ける者
- (2) 創業の日又は事業承継の日時点において、個人事業者にあつては市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録され、法人にあつては市内に事業所等を有すること。
- (3) 創業等に際して法律等に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は創業の日若しくは事業承継の日までに有する見込みがあること。

- (4) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が直接、事業又は営業に携わること。
- (5) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (6) 創業の日又は事業承継の日以降、1年以上継続して営業すること。
- (7) 富里市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を修了し、かつ、富里市商工会が実施する創業等の相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること。
- (8) この要綱に基づく補助金の交付を受けていない個人事業者又は法人であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第

- 1 2 2号) に基づく許可又は届出を要する営業を営む者
 - (6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
 - (7) その他市長が適切でないとする者
- (暴力団密接関係者)

第4条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

(補助金の交付)

第5条 創業及び事業承継を行う者が事業に要する経費に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助金の交付対象となる経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金は、次に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- (2) 店舗等借入費
- (3) 設備費
- (4) マーケティング調査費
- (5) 広報費

第7条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による書類は、富里市創業・事業承継応援事業計画書（別記様式）とし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 誓約書
- (3) 個人事業者にあつては住民票の写し
- (4) 営業許可証（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。）
- (5) その他市長が必要とする書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第7条関係）

富里市創業・事業承継応援事業計画書

年 月 日

富里市長 様

所在地又は住所
(申請者) 氏名又は法人名
(代表者氏名) ⑩

富里市創業・事業承継応援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

事業所等の所在地	
事業所等の名称	
事業区分	創業・事業承継
業種	
事業内容	
創業又は事業承継の(予定)日	
添付書類等	(1) 収支予算書(別紙1) (2) 誓約書(別紙2) (3) 市税の納税証明書 (4) 住民票の写し(個人事業者に限る) (5) 営業許可証(許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。) (6) その他市長が必要と認める書類

備考 添付書類のうち、(3)及び(4)については、誓約書に同意することにより省略できます。

収 支 予 算 書

(1) 収入の部 (補助対象経費に係るもの)

区 分	予 算 額	内 訳
自己資金	円	
借入金	円	
補助金	円	
合計	円	

(2) 支出の部

区 分	補助対象経費	補助金交付申請額 (経費×1/2以内)	内 訳
創業等に必要官公署 への申請書類作成等に 係る経費	円	/	
店舗等借入費	円		
設備費	円		
マーケティング調査費	円		
広報費	円		
合計	円		円

※補助金交付申請額は 50 万円以内

誓約書

私は、富里市創業・事業承継応援補助金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・ 交付要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・ 富里市から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合には、これに応じます。
- ・ 交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、直ちに補助金を返還します。
- ・ 本補助金の申請に係る書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を今後5年間保存することを承諾します。
- ・ 富里市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員ではありません。
- ・ 補助金の交付に当たり、市が市税の納付状況を調査することに同意します。
- ・ 補助金の交付に当たり、受給資格（住所）を公簿等で確認することに同意します。（個人事業主の場合）

年 月 日

富里市長 様

住所又は所在地

氏名又は法人名

（代表者名）

※自署又は記名押印